

公益財団法人公益法人協会 第29回(臨時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 2021(令和3)年3月15日(月) 15時～16時57分
- 2 開催された場所 「仏教伝道センター」8階「和」
- 3 評議員総数及び定足数
総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 16名
(実出席) 秋山孝二、高橋陽子、野村 萬、振角秀行
(オンライン出席) 伊藤道雄、稲垣裕志、上保紀夫、大貫正男、亀岡彰浩、木村裕士、
島田京子(15時10分、第1号議案説明前に着席)、清水肇子、谷井 浩(16時、報告
事項(1)説明時に着席)、中嶋康博、中野佳代子、山本晃宏
(欠席) 尾崎勝吉、紙野憲三、木戸 寛、小西恵一郎、渋谷雅英、茶野順子、徳川義崇、
轟木洋子、吉井實行
(監事出席) 谷村 啓(実出席)、中田ちず子(オンライン出席)
(理事出席) 雨宮孝子理事長、鈴木勝治副理事長、長沼良行理事(以上、実出席)、太田達男
会長、高宮洋一理事、蓑 康久理事(以上、オンライン出席)
(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事・総務部長

5 議 題

決議及び承認事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件(決議事項)

第2号議案『2021年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件(承認事項)

報告事項

- (1) 第61回理事会のその他決議事項
- (2) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」最終とりまとめ公表
及び3団体声明(12/25)
- (3) 一般法人法の改正(3/1施行)及びその関連事項
- (4) 「創立50周年記念募金」の応募状況等
- (5) 「民間法制・税制調査会」進捗状況及び2021年度訪米調査計画
- (6) 2020年度入退会の状況
- (7) その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、評議員総数25名中14名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認し(その後、第1号議案説明前及び報告事項(1)説明時にいずれも評議員1名がオンライン出席に加わり、評議員出席は16名となった)、続いて、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件(決議事項)

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、木村裕士、島田京子の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『2021年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件(承認事項)

議長の求めに応じて雨宮理事長からまず、事業計画書の内容説明があった。

2020年は新型コロナウイルスの影響が社会のあらゆる部分に及んだ。非営利法人も例外でなく公益目的事業の縮小、萎縮を招いており、この影響は今年度も継続するものと思われる。一方、新制度施行12年を経過したが、内在する改善点や問題点が明らかになった。具体的には公益目的事業を推進していくための財政的基盤の脆弱性である。制度の改正、改善を各方面に働きかけ続けなければならないと感じている。一昨年の12月から内閣府で「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」が開かれているが、最終とりまとめ報告が昨年12月に公表された。その中身は不祥事対策を中心としたガバナンスの強化に終始したがわれわれは公益法人自らが情報公開し、世間からの理解と信頼を得るべく自ら作成した「ガバナンス・コード」を実践し、ガバナンスを自律的に強化したいと考えている。公益法人協会は、2019年4月から3年に亘る中期経営計画をスタートし、一昨年組織面、事業面、管理面において新組織や新機軸を打ち出した。昨年は、コロナの影響を受け計画の見直しを余儀なくされたが、今年は最終年として事業の在り方にさらなる改善をしていきたいと考えている。役職員が一丸となって工夫や努力を重ね、成果を確実にしていくとともに、2022年10月の当協会創立50周年を機会に次のステージへと飛躍するための基礎づくりとしたい。我々の基本方針としては次の6つである。

- ① 2019年度～2021年度をカバーした中期経営計画（『Kプラン』）の最終年度として、昨年の事業計画の未達成の部分、達成した部分を分析し、必要に応じて同プランの方針の再検討や修正を柔軟に行いつつその達成を期する、②2018年12月の『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』において採択された大会宣言（財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大の3項目の政策提言）の実現を引き続き重要戦略として位置づけ、またその前提として要請されている公益法人のガバナンスの充実のため、「公益法人ガバナンス・コード」の普及を図る、③協会内の意思疎通をより図るためのフラットな組織への変更、事業面における各種セミナーの多様化、機関誌や出版物の充実拡大、会員拡大と同時に会員の退会回避の方策の検討等、当協会の活性化、収益力の強化、経営の安定化等に注力する、④公益法人および一般法人を中心とする会員のための真の組織であると同時に、公益法人界唯一の中間支援組織であることの自覚を常に持ち、今まで以上に調査活動を強化し、非営利セクターのシンクタンクの機能を果たす一方、官民挙げてのESG投資の動向について十分留意する、⑤政府の働き方改革に対応し、明るい職場づくりに努め、収益力強化を前提とした新しい勤務形態を検討する、⑥2022年10月の創立50周年記念事業を

段階的に準備し一部を実施する、以上6点を柱として掲げたい、とのことであった。特に、50周年記念事業としては、記念シンポジウムの開催（仮題：『公益法人・一般法人の存在意義を考える』）、50年史の編纂、記念出版『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）を検討している。また、寄附金募集事業として、2020年12月より目標金額1,000万円として、役員等、職員、会員、個人、協賛企業等へ依頼をしていく予定である。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

＜公益目的事業Ⅰ「普及啓蒙」＞①法人の組織基盤（ガバナンス）強化に資する各種実務書の刊行、②当協会Webサイトのコンテンツの見直しの継続、③創立50周年シンポジウムの具体的な企画策定、④国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人のイメージ、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥ユース（若者）世代との連携関係を企図したインターンシップ推進。

＜公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」＞①オンライン相談の本格始動等相談室機能のさらなる充実・拡大、②公益性と採算性を分析しWeb方式を含めた各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と共に会員等の交流の場としての『公益法人』誌の内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」の新規利用法人の開拓。

＜公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」＞①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」の継続実施、「ESG投資研究会」の設置に向けた検討、新たな公益信託制度の活用に向けた勉強会の開催、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員会の継続開催、③「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の最終とりまとめ公表動向を注視した要望活動のほか、非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

＜法人管理＞会費収入は重要な収益基盤である。会員サービスを充実させ退会の減少と新規会員獲得に一層努めるとともに会員参加型の会合の開催を企画する。

＜組織運営＞①役員・評議員及び専門委員の適正性、専門性、多様性を考慮した体制整備、②一般寄附拡大のためのイメージ戦略の再検討、③当協会創立50周年記念事業の実施に係る原資獲得のための募金活動の継続。

続いて、鈴木副理事長より配布資料を元に2020年度の財務状況の説明とともに、2021年度収支予算について説明があった。

まず、2020年度の財務状況であるが、経常収益が約2億200万円（2020年事業計画比3,300万円減）、経常費用が約2億400万（2020年事業計画比3,100万円減）となる見込みである。当初、昨年5、6月頃、新型コロナウイルスの影響によりセミナーの実開催が難しくなったことから公益目的事業の収益について大変悲観的な予測を立てたが、最終的には予算比140万円のマイナスで済んだという状況である。その理由としては、セミナーの中止に伴う旅費交通費等の減少、出版物の遅れに伴う印刷製本費の減少、システム投資の見送りに伴うものなど各費用の減少等のほか、職員賞与について減額を行ったことなどが挙げられ、公益目的事業の収入の減少と同時に、公益目的事業、法人管理とも費用が減少し、公益目的事業で800万円のマイナスが発生した一方、法人会計が700万円のプラスになった結果、収支見込みはマイナス140万円とな

ったということである。

2021年度収支予算は、経常収益が2億2,300万円（2020年度決算見込比2,000万円増）、経常費用が2億2,400万円（2020年度決算見込比2,400万円増）とし、経常増減はマイナス163万円の計画である。コロナの影響による今後の状況が見えない中、収益を2,000万円も増やす予算はどうかという意見もいただいたところであるが、2020年度の予算が2億3,600万円であったので、2021年度についてもそれを指標としながら頑張りたいと考えている。具体的には、事業収益のうち、出版事業収益が2020年度は980万円しか上げられなかったところを2021年度予算は1,750万円、2020年度予算と同じ数字とした。また、セミナー事業収益は、2020年度に5,500万円しか上げられなかったところを、2020年度予算は7,800万円であったので、同程度までは無理だが、7,100万円くらいには頑張りたいと考えた。なお、受取震災支援金は2021年度ゼロとなっているが、これは東日本大震災の寄附金募集が昨年度で終了したので、今年度からは収益及び費用を見込んでいないという意味である。また、受取一般寄附金については、2020年度において予算250万に対して292万円となる見込みであることから、2021年度の予算は200万円とした。昨年5・6月、当協会の事業収益が厳しかった頃に、一般寄附金を集めようということで理事、監事、評議員や、従業員、関係専門職に依頼し、292万の寄附をいただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。2021年度に状況が安定すれば、一般寄附金を集めるのは難しいであろうと考え、2020年度実績よりは少ないが例年並みの200万円として計画している。コロナ禍の下でありつつも、2020年度の当初予算額に挑戦するような数字を掲げたつもりである。

経常費用は、2020年度予算が2億3,200万円、同年度見込みが2億400万円であるところ、2021年予算は2億2,400万円とした。コロナ禍なのだから経費も減らすべきだという意見もあるが、セミナーや出版で営業活動を盛んに行うとなると経費は膨らむし、何より従業員に対し2020年度は賞与カットを行ったので、それを元に戻したいという気持ちもあり、このような数字を計上した。

収支見込みを見れば、2020年度は140万円の赤字、2021年度は160万円の赤字ということでマイナスではあるものの、おおよそ収支トントンを見込んでいる。ところで、経常外増減の部に545万円が計上されているが、これは国の持続化給付金200万円、家賃支援給付金324万円、都の家賃等支援給付金20万円等が臨時に入金したものである。これにより、若干皮肉なことであるが、正味財産の期末残高は、2020年度7,200万円の予算に対し、大幅な収益悪化にも関わらず7,374万円まで増加する見込みである。一般正味財産が増えることにより、正味財産全体は2020年度の見込みが6,900万円から7,300万円に増えることになる。なお、指定正味財産についてだが、当協会では助成財団から助成金をいただいて実施している事業が多くあるが、本年度はお金が入ったがコロナの影響で事業が実施できなかったため来年度へ繰り越すとか、本年度は助成財団側としては用意があるが事業ができないので事業自体を来年度に回すとかといった事情があり、指定正味財産が相当程度増える要素があり、指定正味財産の期末残高は1,500万円の見込みである。この中には、創立50周年の募金による1,000万の他、助成財団からいただいた助成金が入っている。助成財団におかれては、私どもの事業のために助成をしていただき感謝申し上げます。若干強気の予算であるが、一所懸命努力を重ね、公益法人協会のため並びに従業員のために頑張りたいという予算である。

なお、資金調達及び設備投資の見込みについては来年度においてその予定がない旨、説明があった。以上であった。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

(上保評議員) コロナ関係で、リモート関連の支出をどのように考えておられるか。

(鈴木副理事長) それなりに費用が出ているが、それだけの集計はしていない。こうした理事会・評議員会もリモートでやっているし、セミナーも試験的にリモートによりを行っているが、現時点でそれほど大きな金額ではない。来年度本格的にセミナーや各種会議・委員会等をリモートでやるということになれば相当、費用として出ていくかと思っている。実開催とリモートの、どちらが効率的なのか、常に比較しながら進めていきたい。

(秋山評議員) 新春講演会をリモートで視聴した。講演内容それ自体は大変良かったが、100名ほどの参加者の評価はどうだったのか。今後リアル開催とリモート開催を検証しながらという意味の説明があったが、参加した人たちとのコミュニケーションの場がないというのがリモートの大きな欠点。講演自体のコンテンツはかなり良いし、ユーチューブに流れてくれば2回3回とみることができて良いが、物足りなさは何なのかと考えると、参加した人たち同士のフォローアップのコミュニケーションがないことなのかと思い、これは課題かと思った。皆さんの参加意見はどうだったか。

(鈴木副理事長) 直接たくさん感想があったというわけではないが、当初1回限りで企画したところ、配信当日は都合がつかず、追加で聞きたいという方もおられるだろうということで記録をとって希望者向けに追加配信を視聴した方が数名あったように聞いている。コミュニケーションについては、リモートに限らず私どもの『公益法人』誌でも同じことが言える。制作側は一所懸命やっているつもりだが、読者の方からの反応が少ないということがあり、理事長から来年度の方針でご説明申し上げたが、読者コーナーを設け、対話になるようなコーナーを4月から設けるつもりでいる。それにより、仰るような対話による内容の充実を図りたい。

(島田評議員) 本年度は実施できなかったようだが、昨年度やそれ以前のインターンシップの参加学生からの声はどのようなものがあるか。

(雨宮理事長) 公益法人制度を学んだり、公益法人協会の仕事に携わったりしたほか、会員団体の訪問、内閣府訪問などを通じ最終的にはレポートを提出いただいている。大変優秀な学生がたであり、実習態度や習熟度も非常に良かった。公益法人に就職することはなかなか難しいが、良い評価をいただいてありがたいことだと感じている。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

(1) 第61回理事会のその他決議事項(雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事)

(ア) 「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第9回配分先及び金額の決定」(長沼理事)

報告によると、12月の理事会で「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」そのもの

の終了について承認をいただいたところだが、原資が200万円ほど残っているので配分し、今回が最後となる。通常、公募前は現地のニーズ調査をしているが、今回はオンラインで、昨年12月中・下旬に岩手・宮城・福島 of 各県計8団体に情報交換の依頼をし、ニーズ調査を行い、応募要項を作成した。募集期間は2021年1月13日～2月10日、申請件数は7件。3月1日に第9回配分委員会が開催され、委員5名により審議の上、5団体（岩手県1件、宮城県2件、福島県2件）、計180万80円を採択し（当協会管理費として原資のうち10%以内を充当）、第61回理事会で承認された。なお、当協会は東日本大震災発災直後から募金活動や支援活動を行ってきたが、その総括記事を当協会機関誌『公益法人』3月号に掲載したので併せてご確認いただきたいとのことであった。

(イ)「『役員賠償責任保険』2021年度契約締結」の件(決議事項)(鈴木副理事長)

報告によると、一般法人法改正(本年3月1日施行)により、一般社団法人・財団法人及び公益社団法人・財団法人は、法人として役員賠償責任保険に加入する際に、理事会の決議が必要となったため、第61回理事会で承認を受けたものである。なぜ理事会の決議が必要になったのかということだが、従前から保険は存在し理事会の承認を要しなかったが、一方で役員が加入する保険料を法人が負担することについて利益相反の疑いがあったところ、今般、法律に規定されることにより、その条件として理事会の承認を得ればその問題はないということでも法的に認められることになった、という趣旨である。非嫡出子だったものが嫡出子になるというか、疑念を払拭するものである。なお、若干勘違いしやすい点が、当協会はグループ保険として役員賠償責任保険に230法人からご加入いただきその取りまとめをしているが、それぞれの加入法人において非嫡出子を嫡出子にするためには理事会の決議が必要であるということである。今回の理事会での決議は、当協会の保険そのものについて承認を得たものであり、グループ保険全体の承認をいただいたものではないということをご理解いただきたい、とのことであった。

(ウ)「2021年度役員報酬(4～6月)」(雨宮理事長)

報告によると、役員報酬の月額については雨宮理事長については2020年度と同じであるが、鈴木副理事長については週5日勤務だったところが週4日勤務になったことによる減額、また長沼理事が新しく加わったため金額が変動した。第61回理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について審議していただき承認された、とのことであった。

(エ)「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」(長沼理事)

2020年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員改選等に係る定時評議員会は、6月29日(火)15時より仏教伝道センターにて開催することが決議された、とのことであった。

(2) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」最終とりまとめ公表及び3団体声明(12/25)(雨宮理事長)

報告によると、2019年11月、内閣府特命担当大臣決定により設置された同会議は、9回の審議を経て、2020年11月30日の第10回有識者会議で「最終とりまとめ」案が提示、12月25日、同「最終とりまとめ」が公表された。これに対して当協会は、さわやか福祉財団、

助成財団センターと3団体連名による声明「『公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）』の発表について」を同日、ホームページ等に掲載した。今のところ、法律やガイドラインの改正は出ていないが、この10回にわたる有識者会議がどのような目的のために開催されたのか、結論ありきのところがあり非常に分かりにくい会議であったと感じている。しかしながら、各回の議事録が公開され、パブコメとその回答も公表されているので、ここだけの議論に終わらせることなく今後につなげ活かしていきたい、とのことであった。

(3) 一般法人法の改正(3/1施行)及びその関連事項(鈴木副理事長)

報告によると、令和元年12月11日の会社法の一部を改正する法律及び関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が改正されたが、その一部が令和3年3月1日に施行された。今回の関連改正は7項目から成るが、社員総会参考書類等の電子提供、従たる事務所に関する登記不要の規定は、令和4年施行の見込みである。また、先ほど報告した理事会で決議いただいた役員賠償責任保険については、利益相反行為の問題を生じさせないためには理事会決議を要することに留意する必要がある。なお、補償契約については実際に一般法人に実績があるかどうかは分からないので、詳細が判明した時点でご説明することとしたい。また、印鑑関連として、商業登記法の改正を伴う整備法の改正において、法人の代表理事印鑑届け出義務が削除され、2月15日から施行された。しかしながら、法律としては削除されたものの、実務としては印鑑を届け出ておいた方がよいというのが司法書士のアドバイスであり、印鑑は届け出たままにしてITを併用する形にした方が便利な場合もあるとのことである。河野規制改革担当大臣の印鑑不要論に伴う流れの中、現時点では内閣府の規制改革推進室で48法律がその対象となっているが、施行は本年9月1日であるので、48法律を整理しその中に関係のあるものがあれば、改めて説明させていただきたい、とのことであった。

(4) 「創立50周年記念募金」の応募状況等(長沼理事)

報告によると、理事・評議員に昨年12月半ば以降に依頼状を送らせていただき募金のご協力をお願いをさせていただいたところ、個人の方から5件(計120万)、法人から9件(95万)のご協力を得た。今後、会員団体の皆様に対し募集の範囲を広げたい、とのことであった。

(5) 「民間法制・税制調査会」進捗状況及び2021年度訪米調査計画(鈴木副理事長)

報告によると、同調査会の実施体制としては、当協会、(公財)さわやか福祉財団、(公財)助成財団センターの3団体が主催し、学識経験者7名、専門家3名、実務経験者6名から委員が構成されており、(一財)MRAハウス、(公財)トヨタ財団からの助成協力を得ている。コロナの影響を受けなかなか開催ができなかったが、第1回調査会(6月22日開催)でNPO法人会計について、第6回調査会(1月18日開催)で社会福祉法人・学校法人・公益法人会計基準の比較等について取り上げた。これは、同じ非営利の世界で法人格等により会計が異なっているので、これを改めてしっかり勉強しておくことが公益法人会計の今後の提言に役立つと思い企画し、いずれも中田監事からご教授いただ

いた。第2回（7月30日開催）～第5回調査会（11月30日開催）では、「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」動向への対応について報告し、皆様のご意見を私どものステイトメント等に活用させていただいたところである。また、一昨年、小規模法人の会計を中心に草の根の公益活動の実態について訪英調査を実施したが、今年度は訪米調査を計画したところコロナの影響で来年度にずれこみ、現在の予定では本年8月下旬の実施を考えている、とのことであった。

(6) 2020年度入退会の状況（鈴木副理事長）

報告によると、当初、2020年は純増50件という意欲的な目標を立てたところだが、コロナの影響を受け入会が振るわず、2月末時点の会員動向は入会が23件、退会が35件であり、年度末の見込みはマイナス12となる見込みである。退会理由は、会員サービスを利用しないことが4法人、経費削減のためが17法人である。セミナーや相談などの事業活動を通じて当協会を理解していただき入会につながるケースが多いので、これをベースに会員サービスの充実に努め、会員の維持・増強に引き続き全力で努めていきたい、とのことであった。

(7) その他報告

定時評議員会以降の事業実施状況等につき、上記(6)までに報告した項目を除いて別添の配布資料を元に概要報告があり、詳細は後で資料をご覧いただきたいとのことであった。

以上の報告に対して、次の意見及び質疑応答があった。

(伊藤評議員) 訪米調査の訪問先候補として、ワシントンDC、ニューヨークの訪問先がリストアップされているが、訪問先の候補を見ていて、日本の小規模団体のどのような団体をイメージして選択されたのか分かりづらい。中間支援団体は分かるが、訪問先の財団・団体の大半が日米協議会とか米日財団とかである。

(鈴木副理事長) 候補の選抜は、現状テンタティブなものである。なかなかこのような世界的なコロナ感染の情勢では、候補先に直接アプローチしても難しいことから、現地の中間支援団体から紹介してもらい、学者先生が個人的に知っている団体を挙げていただいたところである。考え方の統一が取れているかどうかより、訪問の予約が取れるところをとりあえず全部挙げてみて、これから4・5月にかけてアプローチし予約が取ればよいし、取れなければ追加していく予定である。暫定的なものとして、理解していただきたい。

(伊藤評議員) 中間支援団体としてファウンデーションセンターがあげられているが、他に財団協議会（Council of Foundations）がある。そうした団体にまずアプローチし、本調査ミッションの目的に役立つような財団等を推薦してもらい、また日程のアレンジも思い切ってお願いしてはどうか。日本から訪問先の日程調整をやるのは大変だと思う。できれば、ローカルの課題に取り組む小規模財団とのセットアップをお願いするとか。

(鈴木副理事長) われわれもそれを考えているところだが、最近そうした海外の非営利団体との付き合いが、いろいろな事情で希薄になっている。昔であればある意味、おんぶに抱っここの関係であったので頼めたが、日本もある程度大人になったので自力でできるとこ

ろは自力でやろうという発想でやっており、自力でやって、だめならば中間支援団体等へ依頼することかと思っている。

(雨宮理事長) 本来ならば小規模と言うならもっとそこで実際に働いている方と連絡をとってやるべきだと思うが、今はいずれにしても行くことができないので、ちゃんと調査をすることが必要かと思う。ご意見に感謝する。

(谷井評議員) 役員賠償責任保険の件について。一般法人法の改正を解説した、公法協の月刊誌「公益法人」3月号が手元に届いたのが今日だった。私の属している法人の理事会には付議できているが、3月号を読んでからでは理事会に間に合わなかった。他の類似団体では、12月号で掲載されたという。うちの事務局が「谷井さんが評議員をされているところよりも、そちらの方の情報が早かったので参考になった」と言われ、悔し涙に暮れた。当方の事務局は「公益法人」も見て動いているので、タイムリーに情報を提供していただきたい。自分も編集委員を務めているので反省を込めて、時間的に早めに出すことがサービスだと思う。

(鈴木副理事長) エクスキューズするとキリがないが、専門の弁護士に頼んで12月ごろ解説をお願いしていたが、結果として間に合わず、専門家でもない私や相談員が書く羽目になり掲載時期が遅れたことを心からお詫び申し上げたい。ただ、保険については、理事会の承認をとらなければ保険が無効になる訳でも何でもないし、理事会の承認をとる効果は何かといえば、いわば適格の保険となるならば利益相反にならない、訴えられることがないというだけの効果である。私どもの団体保険の更新時期は毎年5月なので、理事会にかけると3月～4月しかないが、理事会にかけてもかけなくてもどちらでも良いと当初は思っていた。今後はタイミングよく、情報提供できるように努めたい。

(谷井評議員) 専門の弁護士に書いていただくよりも、むしろ鈴木副理事長に書いてもらった方が分かりやすいし、タイムリーな方がありがたいのでよろしくお願ひしたい。ところで、1億円超えるような場合は、当協会は補償契約を理事会にかけるとイメージでよいのか。実はうちの法人もそうしようと思っているが、二段構えのような方式でよいのか。

(鈴木副理事長) 1億円とは、トータルの金額である。例えば3千万円補償すれば、その年度の残りは7千万円。いわば、ゴルファー保険のようなもの。役員が多いとリスクが多い法人の場合は、5億円とか10億円とかに金額を上げるのは経営判断の問題となろうかと思う。

(谷井評議員) 何回も訴訟が発生する場合には、保険の補償限度額を超えてしまう場合もある。それを超える場合には、一般法人法で言う補償契約を発動する、という考えでよいのか。

(鈴木副理事長) 補償契約とは、保険会社に保険料を払うのはばかばかしいからという自家保険のようなものである。どのような実例があるかということについてある有識者に聞いているが、実態を調べて報告すると言われている。実例が多くあるわけではないのでよく分からないが、仰るように、保険会社との保険金額を超えた場合に補償契約に移るということもあるだろうし、補償契約一本で自家保険として行うということもあろうかと思う。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時57分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

2021年3月15日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 木村 裕士

議事録署名人 島田 京子

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文
総務部主任 松野亜希子